大間町地域クラブ指導者規程

（趣旨）
第１条　この規程は、大間町地域クラブ規約第２１条の規定に基づき、大間町地域クラブ指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（基本的責務）
第２条　指導者は、大間町地域クラブ規約第３条に規定する目的を達成するため、関係規程等を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。
（活動内容）
第３条　指導者は、次に掲げる活動を行う。
（１）大間町地域クラブ（以下「本クラブ」という。）で、自身の持つ技術や知識を伝え、生徒の有意義なクラブ活動を支援する活動。
（２）大会や発表会等での引率及び指導。
（３）その他本クラブの目的達成のために必要な活動。
（指導者に求められる要件）
第４条　指導者は、次のいずれかを満たす者とする。
（１）指導者資格を有していること。
（２）指導者としての豊富な経験を有していること。
（３）自身の活動歴を活かし、その魅力を児童生徒に伝える熱意を有していること。
（留意点）
第５条　指導者は、次の事項に留意しなければならない。
（１）生徒一人一人の理解に努め、愛情を持って指導すること。
（２）生徒個人を尊重し、プライバシーに配慮すること。
（遵守事項）
第６条　指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
（１）本クラブの内容をよく理解し、その趣旨に賛同したうえで本クラブの方針に基づき指導を行う。
（２）指導者研修会等に参加する。
（３）勝つことや強くすることのみを重視した過度の練習、体罰、言葉による暴力、セクシャルハラスメントは行わない。
（４）活動上知り得た個人情報及び重要事項の漏洩はしない。
（違反処理）
第７条　本クラブは、指導者に本クラブの目的にふさわしくない行為及び遵守事項に反するおそれがある場合は、指導者の登録を取り消すことができる。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。